

伴走型相談支援と出産・子育て応援給付金について

あさぎり町では、国の交付金を活用し、妊娠から出産・子育てまで一貫した「伴走型相談支援」と経済的支援である「出産・子育て応援給付金」を令和5年2月1日から実施しています。

「伴走型相談支援」とは、妊産婦さんやご家族が安心して出産・子育てができるように、町の保健師等が寄り添い必要な支援をするものです。「出産・子育て応援給付金」とは、妊娠届出後・出生届出後に保健師等と面談をし、アンケートに回答された場合に支給する給付金です。

あさぎり町では、**出産応援ギフト（妊婦1人当たり現金5万円）**
子育て応援ギフト（子ども1人当たり現金5万円）
を申請に基づき支給します。



出産応援ギフト（妊婦1人当たり現金5万円）

- ① 母子手帳交付日に面談を受けた方へ、申請書をお渡しします。
- ② 申請書に必要事項を記入し、振込先口座が分かるもの（通帳、キャッシュカードの写し）を添付して生活福祉課へ提出してください。

子育て応援ギフト（子ども1人当たり現金5万円）

- ① 出生届を出された後、健康推進課より出産された方へ面談の日程を調整する電話をします。
- ② 保健師等が自宅を訪問して面談をし、申請書をお渡しします。
- ③ 申請書に必要事項を記入し、振込先口座が分かるもの（※通帳、キャッシュカードの写し）を添付して生活福祉課へ提出してください。（※出産応援ギフトと違う振込先の場合のみ）

※特例措置

令和4年4月1日から令和5年1月31日までに出生届をされた人に限り、面談及びアンケートを省略することができます。

◎出産応援ギフト・子育て応援ギフトについては、出産準備や育児関連用品の購入などのための経済的支援となります。

お問い合わせ

伴走型相談支援

子育て世代包括支援センター（45-5133）

【健康推進課内】

出産・子育て応援ギフト

生活福祉課（45-7214）